

② 米施政下の法令および措置

琉球列島の地理的境界

米国民政府布告第二七号
昭和二十八年（一九五三）十二月二十五日

琉球列島住民に告ぐ

一九五一年九月八日調印された対日講和条約の条項及び一九五三年十二月二十五日発効の奄美諸島に関する日米協定に基づき、これまで米政府布告、布令及び指令によって定められた琉球列島米国民政府及び琉球政府の地理的境界を再指定する必要があるため、本官、琉球列島民政副長官、米国陸軍少将、ダヴィド・A・D・オグデンは、ここに次のとおり布告する。

第一条 琉球列島米国民政府及び琉球政府の管轄区域を左記地理的境界内の諸島、小島、環礁及び岩礁並びに領海に再指定する。

- 北緯二八度・東経一二四度四〇分を起点とし、
- 北緯二四度・東経一二二度、
- 北緯二四度・東経一三三度、
- 北緯二七度・東経一三一五〇分、
- 北緯二七度・東経一二八度一八分、
- 北緯二八度・東経一二八度一八分の点を経て起点に至る。

第二条 前記境界を越えて境界の設定又は管轄の実施を指定する琉球列島米国民政府布告、布令、指令、命令、又はその他の規定はここに前条に準じて改正する。

第三条 この布告は、一九五三年十二月二十五日から施行する。民政長官の命により発布する。

民政副長官

米国陸軍少将

ダヴィド・A・D・オグデン

琉球政府章典（抄）

米国民政府布令第六八号
昭和二十七年（一九五二）二月二十九日

改正 昭和四十三年八月十二日第十四号

第一章 総 則

第一条 琉球政府の政治的及び地理的管轄区域は、左記境界内の諸島、小島、環礁及び領海とする。

北緯二八度東経一二四度四〇分の点を起点として北緯二四度東経一二二度北緯二四度東経一三三度北緯二七度東経一三二度五分北緯二七度東経一二八度一八分北緯二八度東経一二八度一八分の点を経て起点に至る。（改正五）

群島組織法

米合衆国軍政府布令第三二号

昭和二十五年（一九五〇）八月四日公布

昭和二十五年（一九五〇）九月一日施行

昭和二十七年（一九五二）三月十五日廃止

第一章 群島の設立及び管轄

D 八重山群島は、左の境界線内の島及びその低潮線より三海里の水域とする。

北緯二七度、東経百二十四度二分を起点とし、北緯二十四度、東経百二十二度の点、北緯二十四度、東経百二十四度四十分の点を経て起点に至る。

2 本令により設立する四群島の行政管轄は、前項各区域に限る。

3 各群島の政庁所在地は、左の通りとする。政庁所在地を変更しようとするときは、住民投票を行い、総選挙人名簿又は補充選挙人名簿による確定選挙人数の百分の七十以上の者の投票がなければならぬ。

A 奄美群島の政庁所在地は、名瀬市とする。

B 沖縄群島の政庁所在地は、那覇市とする。

C 宮古群島の政庁所在地は、平良市とする。

D 八重山群島の政庁所在地は、石垣市とする。

刑法並びに訴訟手続法典（抄）

一九五五年三月十六日

米国民政府布令第一四四号

施行 一九五五年四月九日二十四時

最終改正 一九七〇年七月七日改正第二五号

第一部 米政府裁判所

第一章 基本法

一、一、一 琉球列島の領土及び領海並びに住民に対する行政、立

第一条 第十軍本部一九四五年九月七日附降伏文書所定の琉球列島及び北緯三十度以南近海を四区域に分ち、各区域は爾今、これを群島と称する。

A 奄美群島は、左の境界線内の島及びその低潮線より三海里の水域とする。

北緯三十度、東経百二十度を起点とし、北緯二七度三十分、東経百二十四度二十分の点、北緯二七度三十分、東経百二十八度の点、北緯二十六度五十五分、東経百三十一度五十分の点、北緯二十九度、東経百三十一度の点及び北緯三十度、東経百三十一度三十分の点を経て起点に至る。

B 沖縄群島は、左の境界線内の島及びその低潮線より三海里の水域とする。

北緯二七度三十分、東経百二十四度二十分を起点とし、北緯二七度三十分、東経百二十八度の点、北緯二十六度五十五分、東経百二十八度二十分の点、北緯二十六度五十五分、東経百三十一度五十分の点、北緯二十四度、東経百三十三度の点、北緯二十四度、東経百二十八度の点及び北緯二十七度東経百二十四度二分の点を経て起点に至る。

C 宮古群島は、左の境界線内の島及びその低潮線より三海里の水域とする。

北緯二十七度、東経百二十四度二分を起点とし、北緯二十四度、東経百四十四度二十分の点及び北緯二十四度、東経百二十八度の点を経て起点に至る。